

## 物品購入審査委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品等の購入に係る適正な執行を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 物品等の購入にあつては、契約に係る適正な審査を期するため、千曲市社会福祉協議会物品購入等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 指名業者の選定に関すること。
- (2) 1件10万円を超える製造の請負及び1件10万円を超える物品の買入れに係る指名業者の選定に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は事務局長、副委員長は事務局次長とし、事務局長が指名する職員を委員とする。

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が緊急を要すると認めるとき、その他特別な理由があるときは、前2項の規定にかかわらず、半数以上の委員の回議により審議することができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

